津波災害対策編

# <目 次>

# 津波災害対策編

第1章	総論	
第1節	計画の主旨	1 -
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3 -
第3節	津波発生の条件	6 -
第2章	災害予防対策	7 -
第1節	津波災害予防対策の基本的な考え方	7 -
第2節	防災思想・知識の普及	8 -
第3節	自主防災組織の活動	11 -
第4節	事業者の防災対策	11 -
第5節	ボランティアによる防災活動	11 -
第6節	防災訓練の実施	12 -
第7節	業務継続計画の策定	12 -
第8節	津波に強い地域づくり	13 -
第9節	津波避難体制の整備	17 -
第10領	布 孤立地区対策	21 -
第11額	市民生活の確保対策	22 -
第12額	節 要配慮者の支援対策	23 -
第13領	<b>節 広域的な応援体制の整備</b>	23 -
第14領	<b>節 情報通信システムの整備</b>	23 -
第15額	<b>節 災害復旧・復興への備え</b>	23 -
第3章	災害応急対策	24 -
第1節	災害発生直前の対策	24 -
第2節	市の災害応急活動	31 -
第3節	通信連絡	32 -
第4節	情報活動	33 -
第5節	広報活動	34 -
第6節	避難活動	36 -
第7節	緊急輸送活動	37 -
第8節	交通応急対策活動	37 -
第9節	消防活動	38 -

	第 1	0節	水防活動	40 -
	第 1	1節	人命救助活動	40 -
	第 1	2節	災害救助法の適用	40 -
	第 1	3節	食料及び生活必需品等の確保・供給	40 -
	第 1	4節	飲料水の確保・供給	40 -
	第 1	5節	医療救護活動	40 -
	第 1	6節	災害廃棄物等の処理	40 -
	第 1	7節	防疫・衛生活動	40 -
	第 1	8節	保健衛生活動	40 -
	第 1	9節	死体の捜索・措置・埋葬	41 -
	第 2	0節	動物の管理	41 -
	第 2	1節	応急住宅対策	41 -
	第 2	2節	応急教育活動	41 -
	第 2	3節	要配慮者に対する支援活動	41 -
	第 2	4節	孤立地区に対する支援活動	41 -
	第 2	5節	応援協力活動	41 -
	第 2	6節	ボランティア等への支援	41 -
	第 2	7節	自衛隊災害派遣要請の要求等	41 -
	第 2	8節	消防防災へリコプターの出動要請	42 -
	第2	9節	ライフラインの確保	42 -
	第3	0節	公共土木施設等の確保	42 -
	第3	1節	危険物施設等の安全確保	42 -
	第3	2節	社会秩序維持活動	42 -
	第3	3節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	42 -
第	34章	<b>新</b>	災害復旧・復興対策	43 -
	第 1	節	災害復旧対策	43 -
	第 2	節	复興計画	43 -
	第3	笛 刻	##災者の生活再建支援	44 -

# 第1章 総論

# 第1節 計画の主旨

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る津 波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護する ことを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その 実現のための市民運動を展開する。

また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

#### 2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

#### 3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

- (1) 第1章 総論
  - この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波発生の条件などの計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2章 災害予防対策
  - 平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。
- (3) 第3章 災害応急対策
  - 災害が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の応急対策を示す。
- (4)第4章 災害復旧·復興対策
- 災害発生後の復旧、復興対策を示す。

#### 4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、 市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を 図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、 また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済へ の影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け

合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災 組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活 動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例(平成18年12月19日条例第58号)、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

資料編 · 新居浜市防災会議条例 P1

- ·新居浜市防災会議委員 P3
- ·愛媛県防災対策基本条例 P7

#### 5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1章第1節5「国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等」を準用する。

# 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画(津波災害対策編)の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 津波浸水想定区域を有する地区における津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (4) 津波防災に関する組織の整備
- (5) 防災思想・知識の普及
- (6) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (7) 自主防災組織の育成指導その他市民の津波災害対策の促進
- (8) 防災訓練の実施
- (9) 津波防災のための施設等の整備
- (10) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (11) 被災者の救出、救護等の措置
- (12) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいを含む。)、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人(旅行者を含む。) その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。) のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援対策の促進
- (13) 避難指示の発令及び指定避難所の開設
- (14) 消防、水防その他の応急措置
- (15) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (16) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (17) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (18) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (19) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (20) 緊急輸送の確保
- (21) 災害復旧の実施
- (22) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

#### 2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画(津波災害対策編)の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4)人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示の発令に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施

- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

#### 3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

4 自衛隊(陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊) 風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。

#### 5 指定公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(1)日本郵便株式会社(新居浜郵便局)」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(2)日本銀行(松山支店)」を準用する。
- (3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(3)日本赤十字社(愛媛県支部)」を準用する。
- (4) 日本放送協会(松山放送局)
  - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
  - イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知 徹底に関すること。
  - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
  - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(5)西日本高速道路株式会社(四国支社)」を準用する。
- (6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(7)電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)」を準用する。
- (7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(8)四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 (四国支社)」を準用する。
- (8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(9)西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社N TTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。
- (9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(10)日本通運株式会社(四国支店新居浜営業課)、福山 通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)」 を準用する。
- (10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(11)四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)」を準用する。
- (11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(12) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。
- (12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(13) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

#### 6 指定地方公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(1)一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(2)一般社団法人愛媛県歯科医師会」を準用する。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
  - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する 防災知識の普及に関すること。
  - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
  - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

- オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (4) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(4)一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会」を準用する。
- 7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」を準用する。

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

# 第3節 津波発生の条件

## 1 地質

地震災害対策編第1章第3節1「地質」を準用する。

## 2 中央構造線断層帯

地震災害対策編第1章第3節2「中央構造線断層帯」を準用する。

## 3 南海トラフ

地震災害対策編第1章第3節3「南海トラフ」を準用する。

#### 4 安芸灘~伊予灘~豊後水道

地震災害対策編第1章第3節4「安芸灘~伊予灘~豊後水道」を準用する。

#### 5 地震想定

地震災害対策編第1章第3節5「地震想定」を準用する。

## 6 地震被害想定調査結果

地震災害対策編第1章第3節6「地震被害想定調査結果」を準用する。

# 第2章 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の 生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

# 第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

#### 1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのため の住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、 土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の 整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員す る「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の 状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の 安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

#### 2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づいて県が行う被害想定調査を参考とする。

#### 3 津波想定に係る留意点

県においては、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。 とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が 生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

# 第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、 国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。この ため、市は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や 各種データを分かりやすく発信する。

#### 1 市職員に対する教育

市職員として的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画(津波災害対策編)と市の津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報(以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。) の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割 (職員の動員体制と任務分担)
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して、十分に周知するとともに、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き(改訂版)」(県教育委員会編)、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(文部科学省編)等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項(防災組織、分担等)を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策(避難場所、避難経路、避難方法の確認)の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

## 3 市民に対する防災知識の普及

津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分に配慮する。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

#### (1) 一般啓発

#### ア 啓発の内容

- (ア) 津波に関する基礎知識
  - ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の 低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があ ること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
  - ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
  - ・ 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
  - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火 等による津波の発生の可能性。 など
- (イ) 津波警報等に関する知識
- (ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
  - ・ 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
  - 避難に当たっては原則として徒歩によることとし、自動車は利用しないこと。
  - ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的に とるべき行動に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (カ)様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する 行動
- (ク) 防災関係機関等が講ずる津波防災対策等に関する知識
- (ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (コ) 津波浸水予測範囲に関する知識

津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該 津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの 整備を行い、住民等に対して周知を図る。

- (サ) 津波想定の不確実性
  - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
  - 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
  - ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
  - ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
  - ・ 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- (シ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ス) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等家庭における防災対策に関する知識
- (セ) 応急手当等看護に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (チ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

- (ツ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (テ) 防災士の活動等に関する知識
- (ト) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (ナ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

#### イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット(市ホームページ、SNS)の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ)映画、DVD等の利用
- (カ) 講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施
- (ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示
- (コ) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

#### (2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

#### ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、消防本部と連携して、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、津波発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5)「えひめ防災の日」、「えひめ防災週間」及び津波防災の日における啓発

市は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日~23日までの一週間)」及び「津波防災の日(11月5日)」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 地域の協力体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児は単独で避難することが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努める。

#### 4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など)を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、事業所の耐浪化の実施や、防災体制の整備、予想津波に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の

実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

#### 5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要であり、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難 の考え方を周知する。

- (2) 津波防災意識の向上のための防災教育
  - どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (3) 災害教訓の伝承
  - 地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(2)災害教訓の伝承」を準用する。
- (4) 防災地理情報の整備等
  - 地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(3)防災地理情報の整備等」を準用する。
- (5) 防災と福祉の連携等
  - 地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(4)防災と福祉の連携等」を準用する。

# 第3節 自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」を準用する。

# 第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

# 第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

# 第6節 防災訓練の実施

#### 1 市の活動

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難 所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 津波防災の日(11月5日)や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

#### 2 訓練実施の留意点

市、県及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市及び県は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。

#### 3 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努める。

# 第7節 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2章第7節「業務継続計画の策定」を準用する。

# 第8節 津波に強い地域づくり

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設等の整備、避難関連施設の整備、公共施設等の津波 対策、ライフラインの耐浪化、危険物等施設の安全確保を進め、津波に強い地域を形成する。

#### 1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設(漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。)の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策を講じるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、老朽化した海岸保全施設等は、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### 2 津波に強い地域の形成

(1) 津波防災対策の推進

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討し、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

津波対策の実効性を高めるためには、本地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域\*1、津波災害特別警戒区域\*2や災害危険区域\*3の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講じる。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本地域防災計画において、当該区域ごとに次に掲げる事項を定める。

- ア 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報
- イ 警報及び注意報等の伝達に関する事項
- ウ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 津波避難訓練に関する事項
- オ 地下空間等(地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は社会福祉施設、 学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

さらに、本地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に 受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策に ついて定めるよう努める。 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の 取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優 先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

※1 津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条)

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第72条)

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域(建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条)

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために市が定める。

#### 3 海岸保全施設等の整備

本市における海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多いため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省(農村振興局・水産庁)、国土交通省(水管理・国土保全局・港湾局)所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設(漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。)の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図る。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努める。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に 行うことができるようにあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよ う適切に維持管理する。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 津波防護施設については、市が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた 施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備する。

#### 4 避難関連施設の整備

市及び国、県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

- ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- ウ 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最 低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。
- エ 更に高いところへの移動が困難な避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- オ アの指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急

避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

#### (2) 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による 津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が 配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、 管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。 また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等 の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

#### (3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意して、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配 慮する。

- イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮する。
- (ア)避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等
- (イ) 指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要がありうることや、避難路 の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

#### 5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図る。

- ア 建築物の耐浪化
- イ 非常用電源の設置場所の工夫
- ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化 また、行政庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期する。 さらに、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備 や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。
- (2) 浸水危険性の低い場所への誘導
  - (1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

# 6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに 避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重 化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮し、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

また、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(3) 水道施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化は元より停電対策や浸水対策等耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

#### (5) ガス施設

耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害 予防対策を推進する。

#### (6) 廃棄物処理施設

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する.

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、 修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

#### 7 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の 確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

#### (1) 高圧ガス施設

ア 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にするほか、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

イ 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

ウ 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的に実施する。

#### 8 文化財の保護

- (1) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体(以下「所有者等」という。)は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。
  - ア 避難方法・避難場所の設定
  - イ 耐水性のある収蔵庫の整備
  - ウ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (2) 風水害等対策編第2章第19節6「文化財施設(2)」を準用する。

# 第9節 津波避難体制の整備

津波発生時の伝達体制の整備をはじめ、津波警戒等の周知徹底、避難場所等の指定及び周知等、津波からの防護・避難のための施設の整備等、住民等の避難誘導体制、交通対策、市が管理・運営する施設に関する津波対策を講じることで、津波避難体制の整備を進める。

#### 1 伝達体制の整備

(1)様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線(同報系)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む。)、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X(旧Twitter)アカウント、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式LINEアカウント、広報車、地域住民による連絡網などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難 意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を 整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び県との情報の共有化を図る。

- (2) 住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。
- (3) 津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。

また、市は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

#### 2 津波警戒等の周知徹底

一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定の対象地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

#### 3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定」を準用する。

(2) 避難路の指定

風水害等対策編第2章第8節2「避難路の指定」を準用する。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び指定緊急避難場所、指定避難所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努め、避難訓練の実施により指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合における特定の災害においては、当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(4) 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

(5) 避難計画の作成

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(5)市等の避難計画」を準用する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(6)避難マニュアルの作成支援」を準用する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(7)避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」を準用する。

#### 4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行い、 工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じて次の事項について別に定め、各種整備を行う。
  - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
  - イ 防潮場、場防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び 平常時の管理方法
  - エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
  - オ 防災行政無線の整備等の方針・計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- (4) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。
  - ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。併せて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海抜情報を付加する。

#### エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施し、その 適切な維持管理に努める。

#### 5 住民等の避難誘導体制

#### (1) 津波避難計画の策定等

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域(字、町丁目)において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。

なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

#### (2)避難方法の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

#### (3) 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

#### (4) 避難行動要支援者等の支援体制強化

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

## (5) 発災時における避難・受入方法の確立

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、

地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

#### 6 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成31年消防広第35号)に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4)消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。 なお、具体的な迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、地震対策編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び本編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

#### 7 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者と協議のうえ、津波来襲のおそれがある箇所の交通規制や避難路に関する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など 防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定し て道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、 新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管 理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 海上

新居浜海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要な海域監視体制の強化や船舶 交通を制限するほか、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る 具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」(平成25年9月、国土交通省港湾局)及び「新居浜港事業継続計画」(令和3年2月、新居浜港港湾BCP協議会)に基づいて、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていく。

(3) 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

#### 8 市が自ら管理又は運営する施設に関する津波対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、各支所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
  - a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を検 計すること。
  - b 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム (地上系・衛星系)、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保の ための必要な措置
- (イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
  - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(特殊支援学校等)は、これらの者に対する保護 の措置
- (ウ) 社会福祉施設等にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の 確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
  - ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、前記(1)のアに掲げる措置を執るほか、次に掲げる措置を執る。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

# 第10節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

# 第11節 市民生活の確保対策

津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は、県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

#### 1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料及び生活必需品、医薬品等の備蓄に 努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を 行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害時には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育 館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点(物資拠点)、市が開設す る地域内輸送拠点(物資集積場所)を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を 図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保 し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・ 輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

#### (1) 市の活動

風水害等対策編第2章第9節1(2)「食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定」を準用する。

(2) 市民の活動

風水害等対策編第2章第9節1 (3) 「市民の活動」を準用する。

#### 2 飲料水等の確保

- (1) 市の活動
  - ア 水道施設耐震化・耐浪化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。
  - イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を作成する。
  - ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。
  - エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
  - オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。
  - カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。
  - キ 飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。
- (2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

#### 3 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

#### 4 医療救護体制の確保

地震対策編第2章第12節「市民生活の確保対策」の定めるところによるが、特に大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

#### 5 防疫・衛生活動の確保

地震対策編第2章第12節6「防疫・衛牛活動の確保」を進用する。(地震災害を津波災害に読替え)

#### 6 保健衛生活動体制の整備

地震対策編第2章第12節7「保健衛生生活体制の整備」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

#### 7 し尿処理体制の確保

地震対策編第2章第12節8「し尿処理体制の確保」を準用する。

#### 8 ごみ処理体制の確保

地震対策編第2章第12節9「ごみ処理体制の確保」を準用する。

#### 9 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本 方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状 況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

# 第12節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

# 第13節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

# 第14節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

# 第15節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

# 第3章 災害応急対策

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、 他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

# 第1節 災害発生直前の対策

#### 1 津波警報等の伝達

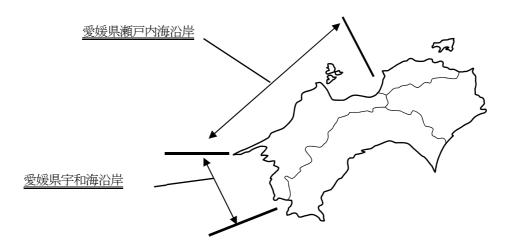
津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達する。

#### (1) 国 (気象庁) の津波警報等

#### ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報(震度、長周期地震動階級、 震源、マグニチュード、地震活動の状況等)や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及 び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。



- (イ) 県内で震度1以上を観測した場合
- (ウ) 上記以外の特別な地震(群発地震等)が発生した場合
- (エ) その他必要と認める場合

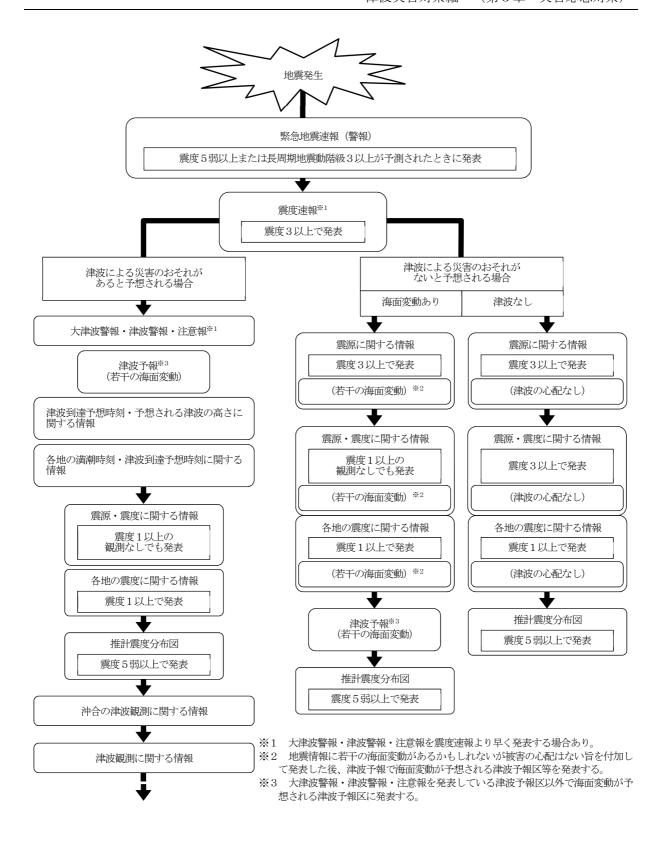
#### イ 情報の種類

気象庁(松山地方気象台)が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津 波情報、地震情報等で、内容については資料編に掲げるとおりとする。

#### ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、資料編に掲げるとおりとする。

- 資料編 · 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報 P61
  - ・地震情報等の種類とその内容 P64
  - ・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 P68



#### 工 緊急地震速報

#### (ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。震度6 弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 · 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の種類と内容 P61

・地震情報等の種類とその内容 P63

#### (イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。

さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、 全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

#### オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、資料編に 掲げるとおりとする。

#### 資料編 ・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 P68

#### (ア) 津波情報等の種類

		発表される津波の	高さ
種 類	発表基準	数値での発表	巨大地震―の
		(津波の高さ予想の区分)	場合の発表
		10m超 (10m<予想	
		高さ)	
	予想される津波の高さ	10m	
大津波警報	が高いところで3mを超える場	(5m<予想	巨大
	合	高さ≦10m)	
		5 m	
		(3m<予想	
		高さ≦ 5 m)	
	予想される津波の高さ	3 m	
津波警報	が高いところで1mを超え、3	(1 m<予想	高い
	m以下の場合	高さ≦3 m)	
	予想される津波の高さ	1 m	
津波注意報	が高いところで0.2m以上、1 m	(0.2m≦予想	(表記しな
一一次二二二〇十以	以下の場合であって、津波によ	(0.2m= 1 応 高さ≦1 m)	い)
	る災害のおそれがある場合		

- 注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ※1 通常の場合は、5段階の数値で発表するが、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

#### (イ) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
	津波到達予想時刻・予想され る津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波 の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の 定性的表現で発表
津波	各地の満潮時刻・津波到達予 想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
情	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表**1
報	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値 から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波 予報区単位で発表 <sup>*2</sup>
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

#### ※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
  - ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
  - ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・ ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。

また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

#### a 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
八年似言報	観測された津波の高さ≦1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
<b>伴</b> 仮言報	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい 場合は「微弱」と表現)

#### b 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも 数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での 推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも 数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦1	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での

	m	推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも 数値で発表

## (ウ) 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)。	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想された とき (津波に関するその他の情報に 含めて発表)。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続 するとき (津波に関するその他の情 報に含めて発表)。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、 海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を 発表

## (エ) 地震情報等の種類と内容

情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れと検知時刻を速報。
震源に 関する 情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表し た場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度 情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表また は若干の海面変動が予想さ れた時 ・緊急地震速報(警報)発表 時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震 動に関する 観測情報	・震度1以上を観測した地震 のうち、長周期地震動階級 1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地 震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発 表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に 関する情報	・マグニチュード7. 0以上 ・都市部など著しい被害が発 生する可能性がある地域で 規模の大きな地震を観測し た場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。※1 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の 情報	・顕著な地震の震源要素を更 新した場合や地震が多発し た場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震 が多発した場合の震度1以上を観測した地震回 数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四 方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図 情報として発表。

%1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半  $\sim 2$ 時間程度で発表しています。

#### (2) 市の活動

#### ア 津波に対する措置

- (ア)「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき ただちに避難行動の対象者となる地域の住民、漁業協同組合、港湾関係者等及び海浜の遊客に対し て、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置を執る。
- (イ)「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、 又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、危険な地域からの一刻も早い避 難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令する。
- イ 津波情報等の受理・伝達・周知
- (ア) 県災害対策本部 (県災害警戒本部) から通知される地震に関する情報等は、災害対策本部 (災害対策本部) において受理する。
- (イ) 受理した情報については、市防災行政無線(同報系)、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。)、コミュニティFM新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X(旧Twittre)アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

#### 2 避難指示

市長は、迅速・的確な避難指示を行う。

(1)次の避難基準に基づいて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。

ア 津波に対する避難基準

避難指示	
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。	
本部長が必要と認めたとき。*1	

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適 時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応 じて、避難指示の発令を検討する。

#### イ 津波に対する避難指示の対象区域

津波による浸水等のおそれがあり、避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、避難の際は、原則として浸水想定区域外に避難する。ただし、避難が間に合わず、浸水想定区域外まで移動することが困難となった場合には、津波避難ビルや高台に緊急的に一時避難する。

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上(海岸堤防等より海側)
津波警報又は大津波警報が発表された場合(遠地地震の場合を除く。)	津波浸水想定区域(別表 3 (1))

#### 資料編 ・津波ハザードマップ P857

(2)強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

(3) 津波は、津波浸水深が1.5~2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の 高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波

- の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、 津波の浸水範囲が広くなる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内で の安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- (4) 津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、コミュニティFM 新居浜78.0、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twittre)アカウント、市公式LINEアカウント、広報紙等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- (6)「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

# 第2節 市の災害応急活動

市内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動 員 班	・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避難所班	・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務(各部庶務担当課)	・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

#### 1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表 1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別 非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備して いる「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、新居浜市の震度を基準値とする。

また、時間外及び休日には報道機関による気象台発表の新居浜の震度を、職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動 体制の基準
警戒体制	<ul><li>1 津波注意報が発表されたとき。</li><li>2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li></ul>		事前配備	表1-2 のとおり
特 別 警戒体制	1 状況により市長が必要と認めたとき。	<ul><li>災害警戒</li><li>本 部</li></ul>	第1配備	表1-3 のとおり
非常体制	1 津波予報区の愛媛県瀬戸内沿岸に津波警報が 気象庁から発表されたとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたと き。	災害対策 本 部	第2配備	表1-4 のとおり

	1 市域の広範囲にわたって災害が発生したと き。			
特別非常体制	2 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態 が切迫しているとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたと き。	災害対策 本 部	第3配備	表1-5 のとおり

※ 表1-2~表1-5は、風水害等対策編に掲載

#### 2 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

状況により、市長が必要と認めたとき。

#### 3 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

地震災害対策編第3章第1節4「災害対策本部」を準用する。

(2) 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員のなかからあらかじめ指名し、次により派遣されたときは情報収集活動及び広報活動を行う。

#### ア派遣基準

- (ア) 愛媛県瀬戸内沿岸に津波警報が発表されたとき。
- (イ) 津波により市域の広範囲にわたって災害が発生し、又は災害が発生する事態が切迫しているとき。
- (ウ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

#### イ 派遣先

川西地区及び川東地区の各公民館・交流センターとする。ただし、津波や高潮等のおそれのある間は、 浸水が想定される区域を除く。

#### ウ派遣方法

上記ア (イ) の場合は、派遣先へ直ちに自主参集のうえ本部 (動員班) へ報告し、同 (ア) 及び (ウ) の場合は、本部 (動員班) の指示を受けて派遣先に参集する。

エ 自主防災組織・自治会の連絡員との連携

自主防災組織・自治会から各公民館・交流センターに派遣される連絡員と連携し、被害情報の収集や市からの情報の伝達を行う。

## 第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

# 第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、 津波の規模や被害の程度に応じて関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第3章第3節「情報活動」による。

#### 応急対策の分担

実施担当	実施内容	
庶 務 班	・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。	
調整班	・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 ・本部長の特命に関すること。	
情報処理班	・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。	
調査班	・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。	
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織の伝達に関すること。	
援 護 班	・要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。	
総務警防班	・消防団との連絡に関すること。	
通信指令班	・災害情報等の収集伝達に関すること。	
消防班	・現地調査に関すること。	
関係各部班	・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。	

#### 1 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県(防災危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

# 第5節 広報活動

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者(調整班長)が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

#### 応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶 務 班	・各部、各班の総合連絡調整に関すること。
調整班	<ul><li>・災害関係の広報に関すること。</li><li>・被害写真に関すること。</li><li>・報道機関への発表に関すること。</li><li>・報道機関との連絡調整に関すること。</li></ul>
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関すること。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援 護 班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
予防班	<ul><li>・消防広報に関すること。</li><li>・災害広報の応援に関すること。</li></ul>
消防班	・災害広報の応援に関すること。
下水道班	・災害広報の応援に関すること。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関すること。

#### 1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、風水害対策編第3章第4節「情報活動」3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して 実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況 (火災状況等)
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等(ライフライン)の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請

- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

## 2 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に 努める。

資料編 · 防災行政無線 広報文例 P139

・緊急速報メール(エリアメール)送信文例 P146

# 第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置を執ることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

また、住民に対して避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

#### 応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
教 育 班	・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	・避難指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

#### 1 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対して、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難行動を促す。

- (1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定めた避難場所へ避難する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、更に高台を目指して 避難する。
- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、学校管理下内の児童生徒が避難する避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、消防団員、 警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、指定避難所等へ避難する。

#### 2 指定避難所等の開設、運営

地震災害対策編第3章第5節2「指定避難所等の開設、運営」を準用する。

#### 3 職員の派遣

地震災害対策編第3章第5節3「職員の派遣」を準用する。

#### 4 学校機能の早期回復

地震災害対策編第3章第5節4「学校機能の早期回復」を準用する。

#### 5 福祉避難所の設置

地震災害対策編第3章第5節5「福祉避難所の設置」を準用する。

# 第7節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

# 第8節 交通応急対策活動

地震災害対策編第3章第7節「交通応急活動」を準用する。

# 第9節 消防活動

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、市は元より、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。 なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

#### 1 消防活動の基本方針

津波に伴う災害は、津波の高さ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。 また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応 急対策を行う必要がある。地震による津波の被害を最小限にくい止めるために、市は、消防機関の全機能を あげて、風水害等対策編に定める基本方針により消防活動を行う。

#### 2 消防機関の活動

(1)消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次により効率的な活動を行う。

ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署、海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況
- イ 消防活動の留意事項

津波災害の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 津波の被害が予想される地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等 人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、 避難誘導等の安全措置を執る。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分 の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携に努める。
- ウ 救急救助活動の留意事項

津波災害時における要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 津波災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即し柔軟な対応を行う。
- (イ) 津波災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を 必要とする者まで、緊急度に応じて迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士 の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速

く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健 所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。

- (エ) 震災災害時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署(交番、駐在所)等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法(昭和23年法律第186号)に定める防火管 理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

#### (2) 消防団の活動

消防団は、津波災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。 ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

工 避難誘導

避難指示が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

才 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の 救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先と する

キ 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

#### 3 事業所の活動

- (1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置
  - ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
  - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対して、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

#### 4 自主防災組織の活動

(1) 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

(2)消防隊への協力

消防隊(消防本部、消防団)が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

#### 5 市民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水等で消火活動を行う。

# 第10節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

# 第11節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

# 第12節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

# 第13節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

# 第14節 飲料水等の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

## 第15節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

# 第16節 災害廃棄物等の処理

地震災害対策編第3章第15節「災害廃棄物等の処理」を準用する。

# 第17節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

# 第18節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

# 第19節 死体の捜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の捜索・措置・埋葬」を準用する。

# 第20節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

# 第21節 応急住宅対策

地震災害対策編第3章第20節「応急住宅対策」を準用する。

# 第22節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

# 第23節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

## 第24節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

# 第25節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

# 第26節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

# 第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

# 第28節 消防防災へリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災へリコプターの出動要請」を準用する。

# 第29節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

# 第30節 公共土木施設等の確保

地震災害対策編第3章第29節「公共土木施設等の確保」を準用する。

# 第31節 危険物施設等の安全確保

地震災害対策編第3章第30節「危険物施設等の安全確保」を準用する。

# 第32節 社会秩序維持活動

地震災害対策編第3章第31節「社会秩序維持活動」を準用する。

# 第33節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な 避難の確保等

地震災害対策編第5章第4節「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を準用する。

# 第4章 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、 又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、 復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を 促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

# 第1節 災害復旧対策

地震災害対策編第4章第1節「災害復旧対策」を準用する。

# 第2節 復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第2節「復興計画」による。

#### 1 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 必要に応じて、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、 高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行 われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

(5) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路・避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対して説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- (6) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、 市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (7)被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び 人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施 するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。
- (8) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対して行う。
- (9) 建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対して、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (10) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

# 第3節 被災者の生活再建支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

地震災害対策編第4章第3節1「被災者の経済的再建支援」を準用する。

2 中小企業を対象とした支援

地震災害対策編第4章第3節2「中小企業を対象とした支援」を準用する。

3 農林漁業者を対象とした支援

地震災害対策編第4章第3節3「農林漁業者を対象とした支援」を準用する。